

Tomorrow 藤井寺市 10号

# これってDV?

DV(ドメスティック・バイオレンス)は、夫婦間や恋人同士の暴力のことです。なぐる、けるといった身体的暴力だけでなく、さまざまなかたちの暴力があります。

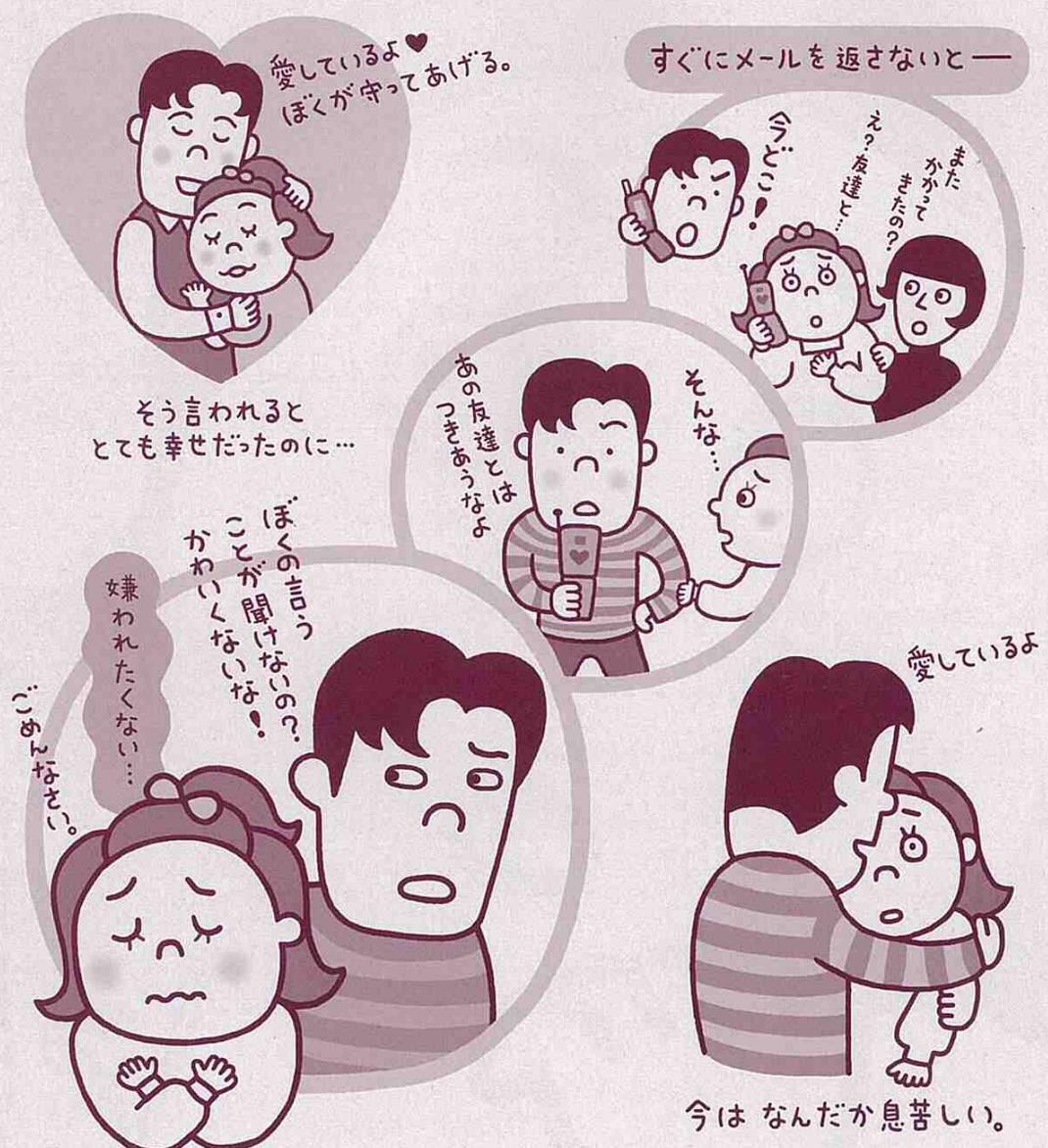


DVは、対等な間柄のけんかではなく相手を支配しようとする行為です。DVは身体への暴力だけでなく、監視や束縛で相手の自由を奪つたり、言葉の暴力、相手の意に反する性行為などさまざまな暴力がふくまれます。夫婦のあいだだけでなく恋人同士でもDVはおこっています。

あなたが相手のことを怖いと感じたら、それは暴力なのです。

# なぐられている わけではないけど・・・

もしも、あなたが夫や恋人との関係でいつも気をつかって相手に合わせようとしているなら、DVではないかと考えてみてください。身体への暴力がなかったとしても、相手からの監視や束縛によって自由が奪われている状態は、あなたが自分らしく生きる権利を奪う暴力です。



# DVは特別な人の話ではありません。

## 相談して 一步をふみ出す。

藤井寺市人権悩みの相談室に、さまざまな相談が寄せられるなかでDVの相談は増えています。夫からの暴力を相談して自分自身も見つめなおしたよし子(仮名)さんにお話をお聞きしました。

### 相談することで 行動の選択肢が広がる

よし子さんが最初に相談室に電話したのは2年前。出産退職後、初めての子育てにとまどっていた時期。育児や家事に無関心な夫との度重なる衝突が、暴力にまでエスカレートしている深刻な状態を何とかしたいと思ったからでした。

「どうしたら、夫は変わるでしょう」という問い合わせに対して、相談員はきっぱり「相手は変わりません。変えることもできません」と。離婚や再就職、いざというときの受け入れ先として配偶者暴力相談支援センターを紹介されたものの、夫を変えるためのアドバイスがもらえると思っていたよし子さんは当初困惑したそうです。

度重なる夫からの暴力に耐えきれず、夫の両親に訴えたところ、返ってきたのは「あなたが息子を怒らせないようにすればいい」と暴力を容認するかのような言葉。その後も夫は気に入らないことがあるたびに「離婚だ、出て行け！」と追いつめました。

病気がちの父親だけの実家には頼ることもできず行き場のないよし子さんは相談室で教えてもらった子ども家庭センターに電話し、いざというときの受け入れ先を確保します。さらに警察への事前相談を助言されたので近くの交番へも足を運びました。

そんなとき、再び夫の暴力が。よし子さんは迷わず110番通報で助けを求めました。

### 相手を変えようとする 気持ちを捨てる勇気

身体に受けた傷やアザは時間が経てば癒えるけれど、心に受けた傷はずっと残り続ける。男性からなぐられるときの恐怖心は計り知れない、そんなときは迷わず逃げるよう、よし子さんは言います。

警察という第三者の介入は、夫に対して効果的だったようです。それ以後、夫は腹が立っても暴力を抑えるようになりました。しかし、現在も完全にやむまでには至っていません。

変わらない夫と向き合うためにすべきこと……。

このときに思い当たったのは相談室で言われた「相手は変わらない」という言葉。「変わらないといけないのは自分のほう…」よし子さんは悩みぬいた末、子どもを保育所に預けて働くことを決めました。

この決断は、孤独な育児と夫との関係による閉塞感から抜け出すきっかけになりました。保育所では先生が夫に対して子どもとかかわるよう促してくれたおかげで、夫が子どもの面倒をみてくれるようになり助かっているとか。

あるとき、保育所の先生から子どもの様子がおかしかったと指摘されました。前日の夫婦ケンカが原因だと思ったので、子どもの前ではやめようと夫と話し合いました。それからはケンカになりそうになっても、子どもの前ではお互いに自制するようになり、ケンカが減ったと言います。働き始めて半年が経ち、最近では夫が子どもを保育所へ送っていくこともあります。子育てに協力してくれるようになったそうです。

### 自分が変わることで 見えてきたもの

母親を早くに亡くしたよし子さんは、自分の状況を理解してくれる人が周りにいないと思っていました。しかし、いろいろな相談窓口で自分のことを話したり、職場や保育所で社会とかかわりをもつうちに、自分に手を差し伸べようしてくれる人の存在に気づきました。

母親が亡くなった年齢に近づいてきて近頃、命について考えることが多くなったとのこと。「子どもが生まれたのは夫がいたからこそ。夫と子どもの存在は、自分に居場所と生きる意味を教えてくれた」。この三人で築く家族を大切にしたいというのが、今の気持ちです。

相談することで自分が変わるべきになり、行動の選択肢が広がったよし子さん。相手と離れることもひとつ的方法だと思います。だれでも自分がどうしたいかを決めていいのだから。

※相談室を利用したご本人の了解を得て掲載しています。

# DVの相談を受けたときは

あなたが暴力を受けている人から相談を受けたら、ぜひその人の立場にたって考えてみてください。

- 本人の気持ちをまず、丸ごと受けとめましょう。
- 「あなたは悪くない」「すべて信じます」と伝えましょう。
- 本人がどうしたいのかを第一に考えましょう。
- からかったり、冗談でごまかさないようにしましょう。
- 専門の相談窓口に行くことをすすめましょう。

## DVに関する相談窓口

どんな人でも、どんな場合でも、暴力を受けてよい人などいないです。  
ひとりで悩まずに、相談してください。あなたの秘密は守られます。

### 人権悩みの相談室

暮らしのなかのさまざまな人権に関わる問題や、女性に関する悩みや問題などを専任の相談員がお聴きします。誰にも話せなかったり、どこに相談しているのかわからないと悩まれている方は、ぜひお気軽にご相談ください。

日時／毎週月・火・水・金・土曜日(祝日、年末年始除く)  
○午前9時～12時 ○午後1時～4時

場所／パープルホール(市民総合会館本館)3階  
女性ネットワークルーム内 相談室

電話／072-939-1118(直通)

### 配偶者暴力相談支援センター

#### ●大阪府女性相談センター

日時／月～金曜日(祝日、年末年始除く)  
午前9時30分～午後4時30分

電話／06-6725-8511

※緊急一時保護については、年中24時間対応しています。

#### ●ドーンセンター内DV相談コーナー(ドーンセンター4階)

日時／火～日曜日(祝日及び振替休日、年末年始除く)  
午前10時～午後8時

(電話相談専用) 06-6946-7890

#### ●大阪府内の子ども家庭センター

日時／月～金曜日(祝日、年末年始除く)  
午前9時～午後5時45分

※相談は配偶者間の暴力に限る

富田林子ども家庭センター	(DV専用相談電話) 0721-25-2065
中央子ども家庭センター	(DV専用相談電話) 072-828-0277
池田子ども家庭センター	(DV専用相談電話) 072-751-3012
吹田子ども家庭センター	(DV専用相談電話) 06-6380-0049
東大阪子ども家庭センター	(DV専用相談電話) 06-6721-2077
岸和田子ども家庭センター	(DV専用相談電話) 072-441-7794

発行／2008年11月

藤井寺市 市民生活部 地域振興課 人権政策室

〒583-8583 藤井寺市岡1-1-1 TEL.072-939-1111

企画／藤井寺市人権のまちづくり協会 グループみらい(「来たら得する!女性講座」の修了生)